

国民年金からののお知らせ

年金受給者の方へ 扶養親族等申告書の 提出をお忘れなく

老齢年金等（老齢または退職を支給事由とする年金）には、所得税法上、「雑所得」として所得税がかかります（障害年金や遺族年金には税金はかかりません）。

所得税は受取る年金から源泉徴収されますが、源泉徴収の対象となるのは年金額が158万円（65歳未満の方は108万円）以上の方のみです。

所得税には、納税者の税を負担する能力に応じた課税を行うために各種の控除が設けられています。この控除を受けるためには、公的年金等に係る源泉徴収の際に、あらかじめ『公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（ハガキ）』（以下、「扶養親族等申告書」といいます）を、社会保険庁に提出しなければなりません。この扶養親族等申告書は、

毎年10月下旬に社会保険業務センターから、対象となる年金受給者に送付されます。必要事項を記入の上、社会保険業務センターへすみやかに返送してください。なお、提出期限は、12月1日です。

扶養親族等申告書が届かない場合や紛失してしまった場合などには、兵庫社会保険事務所豊岡事務所に問い合わせください。

扶養親族等申告書は、所得税の控除を受けるための大切な届出書です。申告書が提出されない、控除申告がないものとして扱われますので、忘れずに提出してください。

国民年金保険料 納付者の方へ 前払い（前納）や 口座振替をすると 保険料が引ききざれます

国民年金保険料の納め方は、毎月納めていくほかに、

1年分や6カ月分を一括して前払いで納める方法（前納）もあります。その場合、毎月納めるよりも保険料額が割引かれ、さらに口座振替と併せると、割引額が増額します。（下表参照）

※一部納付や全額保険料免除は事前に「申請免除」の手続きが必要です。「申請免除」の手続きをし、承認を受けた方が対象となります。

前払い（前納）するとは

保険料を現金で前払い（前納）するには「納付書」が必要となります。また、口座振替を併せて利用を希望される方は、あらかじめ口座振替の手続きも必要となります。いずれも、早めに兵庫社会保険事務所豊岡事務所へ問い合わせください。



■保険料一覧表

納付月数・支払方法等	定額 保険料	申請免除制度			全額保険料免除 (若年者納付猶予)	
		一部納付				
		3/4 保険料	半額 保険料	1/4 保険料		
1カ月分	現金支払 (月々)	13,860円	10,400円	6,930円	3,470円	0円
	口振前納 (割引額)	13,810円 (50円)	※口座振替による前納制度はありません。			
6カ月分	現金支払 (月々計)	83,160円	62,400円	41,580円	20,820円	
	現金前納 (割引額)	82,480円 (680円)	61,890円 (510円)	41,240円 (340円)	20,650円 (170円)	
	口振前納 (割引額)	82,220円 (940円)	※口座振替による前納制度はありません。			

免除・学生納付特例・若年者猶予期間のある方へ 保険料の追納ができます

免除を受けた期間や、学生納付特例および若年者納付猶予を受けていた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、

■平成18年度追納額 (追納加算額は毎年変更)

追納する額	追納月額	
	全額 保険料	半額 保険料
平成8年度 (10年を経過していない分に限る)	16,480円	
平成9年度	16,260円	
平成10年度	16,010円	
平成11年度	15,400円	
平成12年度	14,800円	
平成13年度	14,230円	
平成14年度	13,690円	6,840円
平成15年度	13,490円	6,740円
平成16年度	13,300円	6,650円
平成17年度	13,580円	6,790円

と（追納）を納めることができます。将来の年金額の増額に向けて、追納制度を利用ください。

ただし、承認を受けた月から起算して3年目を以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

兵庫社会保険事務局豊岡事務所からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

なお、お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号のわかるものを持参ください。

- 10月14日(土)は
午前9時30分～午後4時
- 10月2日(月)・10日(火)・16日(月)・23日(月)・30日(月)は
午前8時30分～午後7時



《問合せ》

- ▽兵庫社会保険事務局豊岡事務所 ☎ 22-3196
- ▽市民課市民係または各総合支所市民生活課

国民健康保険からのお知らせ

平成18年10月1日診療分から

70歳未満の方(老人保健の方は除く)

の自己負担限度額が変わります

医療費が高額に

なったときは?

1カ月の医療費の自己負担額(食事代や保険が適用されない分は除く)が高額になった場合、市の窓口へ申請して認められると限度額を超えた分が後日、高額療養費として支給されます。

なお、医療費を支払ってから2年を過ぎると支給されませんので、忘れずに申請してください。

また、70歳未満の方と70歳以上の方では限度額が異なりますが、70歳未満の方(老人保健の方は除く)の限度額が平成18年10月1日診療分から次のように変更になります(70歳以上の方の限度額については、市広報7月10日号をご覧ください)。

同じ方が、同じ月内に、同

じ医療機関に支払った自己負担

- 1、000円以上の自己負担
2、000円以上の自己負担
対象です。
外来・入院は別計算します。
一つの世帯内で同じ月に2

自己負担限度額 (1カ月当たり)

区分	過去12カ月間に高額療養費の支給があった回数			
	3回目まで		4回目以降	
改正年月日	平成18年 9月30日まで	平成18年 10月1日から	平成18年 9月30日まで	平成18年 10月1日から
上位所得者 ※1	139,800円 +466,000円 を超えた 医療費の1%	150,000円 +500,000円 を超えた 医療費の1%	77,700円	83,400円
一般	72,300円 +241,000円 を超えた 医療費の1%	80,100円 +267,000円 を超えた 医療費の1%	40,200円	44,400円
市民税非課税世帯	35,400円	35,400円	24,600円	24,600円

※1 世帯内の国民健康保険被保険者の合計所得金額が670万円(平成18年10月1日からは600万円以上の世帯)

◎特定疾病療養受療証の交付を受けている上位所得者の方は、人工透析についての自己負担限度額が10,000円から20,000円になります。

額を複数回支払い、それらを合わせて限度額を超えた場合も対象となります。



高額療養費支払資金貸付制度について

1カ月の医療費が自己負担限度額を超えると見込まれ、支払が困難な場合、高額療養費分を兵庫県国民健康保険団体連合会が医療機関に一時立替えし、受診者の支払額を限度額(食事代や保険が適用されない分は除く)にする制度です。

この制度を利用されるには月ごとに市の窓口へ申請が必要となります。

医療機関によっては制度利用の受付をされない場合、また、受け付け締切日などもありますので事前に医療機関に相談ください。

《申請・問合せ》

- ▽市民課国保医療係または各総合支所市民生活課